国土交通省 北陸信越運輸局　　毎月３回（1 日・11 日・21 日発行）

北陸信越運輸局報

明日の交通・環境を創造しま

平成２７年　８月１１日（火曜日）　　第４５０号

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目　　次

表　　彰　△平成２７年度海事関係功労者　国土交通大臣表彰　･･･P 1
△平成２７年度海事関係功労者　北陸信越運輸局長表彰　･･･P 2
公　　示　△「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について　･･･P 3
△特定地域における適正と考えられる車両数について　･･･P 4
△「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について･･･P 6
許認可等　△指定自動車整備事業の指定　･･･P11
△自動車分解整備事業の認証　･･･P11

○　表　　彰

■　平成２７年海事関係功労者　国土交通大臣表彰

多年にわたり海事関係事業の振興に努め、発展に寄与した下記の方々は、平成２７年７月２０日付けで国土交通大臣より表彰されました。

・事業功労

事業区分	所　　属	氏　　名
造船関連事業	㈱ハイメックスキタヤマ　代表取締役社長	町屋（まちや）　哲也（てつや）
造船事業	本保造船所　代表	本保（ほんぼ）　顕雄（あきお）

■　平成２７年海事関係功労者　北陸信越運輸局長表彰

多年にわたり海事関係事業における功績が顕著である下記の方々を、平成２７年７月２０日付けで表彰しました。

・事業功労

事業区分	所　　属	氏　　名
造船関連事業	宇野工業㈱　取締役顧問	宇野（うの）　勇雄（いさお）
造船関連事業	㈲イマノエンジニアリング　代表取締役会長	今野（いまの）　治（おさむ）
倉庫業	日穀製粉㈱　代表取締役社長	小山（こやま）　紀雄（のりお）

・永年功労

事業区分	所　　属	氏　　名
旅客航路事業	佐渡汽船㈱	野田（のだ）　悟（さとる）
		小松（こまつ）　元（げん）
		小菅（こすげ）　卓浩（たかひろ）
		本間（ほんま）　裕幸（ひろゆき）
	新日本海サービス㈱	星（ほし）　保昭（やすあき）
港湾運送事業	㈱リンコーコーポレーション	平岩（ひらいわ）　佐（たすく）
		桑野（くわの）　修（おさむ）
		野村（のむら）　昌平（しょうへい）
		本間（ほんま）　利雄（としお）
		小島（こじま）　久和（ひさかず）
倉庫業	諏訪倉庫㈱	太田（おおた）　毅（つよし）
		林（はやし）　照裕（てるひろ）
	日本通運㈱	中江信男（なかえのぶお）
船　　員	佐渡汽船シップマネジメント㈱	野口（のぐち）　裕司（ゆうじ）
		伊藤（いとう）　久（ひさし）

船　　員	粟島汽船㈱	神丸（かみまる）　正広（まさひろ） 竹内（たけうち）　昭（あきら）

○　公　　示

（自動車交通部）

■　公　示　第２８号

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」（平成２３年５月２０日付け公示第１３号）を別紙のとおり一部改正する。

平 成２７年８月３日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
公示第１３号

期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成２３年５月２０日付け公示第１２号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。

平成２３年５月２０日

北陸信越運輸局長　伊藤　松博

記
<table>
<tr><th>県別</th><th>対象地域</th><th>対象となる事業者の減休車率の要件（※１）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新潟県</td><td>上越交通圏</td><td>減休車率４．０％を超える</td></tr>
<tr><td>新発田市Ａ</td><td>減休車率１１．１％を超える</td></tr>
</table>
</td><td>
公示第１３号

期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成２３年５月２０日付け公示第１２号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。

平成２３年５月２０日

北陸信越運輸局長　伊藤　松博

記
<table>
<tr><th>県別</th><th>対象地域</th><th>対象となる事業者の減休車率の要件（※１）</th></tr>
<tr><td>新潟県</td><td>新発田市Ａ</td><td>減休車率１１．１％を超える</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則 　この公示は、平成２３年５月２０日から施行する。 （略） 附　則（平成２７年３月１６日付け公示第９３号で一部改正） この公示は、平成２７年３月１６日から適用する。 なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示２．に記載されている期間（平成２８年７月３１日）までは認めることとする。 附　則（平成２７年８月３日付け公示第２８号で一部改正） この公示は、平成２７年８月３日から適用する。 なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示２．に記載されている期間（平成２８年７月３１日）までは認めることとする。	附　則 　この公示は、平成２３年５月２０日から施行する。 （略） 附　則（平成２７年３月１６日付け公示第９３号で一部改正） この公示は、平成２７年３月１６日から適用する。 なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示２．に記載されている期間（平成２８年７月３１日）までは認めることとする。

（自動車交通部）

■　公示第３１号

特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。
なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成２７年８月１０日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

記

別添のとおりとする。

（別添）

特定地域における適正車両数

1．法人タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		特定地域指定日現在の車両数※1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（下限）との乖離率（%）
		上限	下限			
新潟	新 潟 交 通 圏	887	789	1,052	15.7	25.0
長野	長 野 交 通 圏	574	510	712	19.4	28.4
石川	金 沢 交 通 圏	1,207	1,073	1,324	8.8	19.0

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の数である。

2．個人タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		特定地域指定日現在の車両数※1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（下限）との乖離率（%）
		上限	下限			
新潟	新 潟 交 通 圏	312	277	369	15.4	24.9
長野	長 野 交 通 圏	55	48	67	17.9	28.4
石川	金 沢 交 通 圏	246	219	269	8.6	18.6

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。））の数である。

※1・・・・・新潟県新潟交通圏、長野県長野交通圏、石川県金沢交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日

（別紙）

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷（平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数）÷ 365 ÷ 実働率

②個人タクシー

個人タクシー（1人1車制個人タクシーに限る。）の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。（小数点以下切り上げ）

2. 適正車両数の算定基礎数値

（法人タクシー）

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度総実車キロ	需要量*1	平均総走行キロ*2	平成13年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	18,662,875	19,054,821	52,209,509	0.39	380,601	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

（自動車交通部）

■ 公 示 第３２号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」（平成２７年１月２７日付け公示第７８号）を別紙のとおり一部改正する。

平 成２７年８月１０日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
公　　示 公示第７８号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成２７年１月２７日 北陸信越運輸局長　徳永　泉 記 別添のとおりとする。 附　則 この公示は、平成２７年１月２７日から適用する。 附　則（平成２７年８月１０日付け公示第３２号で一部改正） この公示は、平成２７年８月１０日から適用する。	公　　示 公示第７８号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成２７年１月２７日 北陸信越運輸局長　徳永　泉 記 別添のとおりとする。

（別添）

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		平成25年度末車両数（両）	平成25年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	335	298	356	5.9
	上越交通圏	167	148	170	1.8
	三条市Ａ	78	69	100	22.0
	新発田市Ａ	64	57	56	−14.3
	柏崎市Ａ	70	62	97	27.8
長野	松本交通圏	522	464	547	4.6
	上田市Ａ	81	72	93	12.9
	飯田市Ａ	144	128	175	17.7
富山	富山交通圏	337	300	439	23.2
	高岡・氷見交通圏	204	182	254	19.7
	砺波市Ｂ、南砺市	38	34	46	17.4
石川	南加賀交通圏	232	206	285	18.6

※上記「平成25年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）を除く。）の数である。

（別添）

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		平成25年度末車両数（両）	平成25年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	887	789	1,055	15.9
	長岡交通圏	335	298	356	5.9
	上越交通圏	167	148	170	1.8
	三条市Ａ	78	69	100	22.0
	新発田市Ａ	64	57	56	−14.3
	柏崎市Ａ	70	62	97	27.8
長野	長野交通圏	574	510	740	22.4
	松本交通圏	522	464	547	4.6
	上田市Ａ	81	72	93	12.9
	飯田市Ａ	144	128	175	17.7
富山	富山交通圏	337	300	439	23.2
	高岡・氷見交通圏	204	182	254	19.7
	砺波市Ｂ、南砺市	38	34	46	17.4
石川	金沢交通圏	1,207	1,073	1,324	8.8
	南加賀交通圏	232	206	285	18.6

（別紙）

１．算定方法

輸送需要量÷（平均総走行キロ×平成１３年度実車率÷平均延実働車両数）÷３６５÷実働率

２．適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成 25 年度総実車キロ	需要量*1	平均総走行キロ*2	平成 13 年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率 上限値*3	実働率 下限値*3
新潟	長岡交通圏	5,373,833	5,172,859	13,491,024	0.45	114,995	0.80	0.90
	上越交通圏	3,270,122	3,211,372	7,790,245	0.48	56,410	0.80	0.90
	三条市Ａ	1,231,200	1,176,859	3,339,362	0.45	29,155	0.80	0.90
	新発田市Ａ	1,076,733	1,048,581	2,856,448	0.45	23,005	0.80	0.90
	柏崎市Ａ	1,529,385	1,310,396	3,868,499	0.48	29,390	0.80	0.90
長野	松本交通圏	7,444,604	7,396,636	19,452,143	0.45	181,669	0.80	0.90
	上田市Ａ	1,500,646	1,464,492	3,501,087	0.48	26,978	0.80	0.90
	飯田市Ａ	2,276,330	2,127,341	6,495,839	0.43	55,405	0.80	0.90
富山	富山交通圏	6,843,875	6,574,233	16,913,643	0.49	124,800	0.80	0.90

※上記「平成25年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）を除く。）の数である。

（別紙）

１．算定方法

輸送需要量÷（平均総走行キロ×平成１３年度実車率÷平均延実働車両数）÷３６５÷実働率

２．適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成 25 年度総実車キロ	需要量*1	平均総走行キロ*2	平成 13 年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率 上限値*3	実働率 下限値*3
新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
	長岡交通圏	5,373,833	5,172,859	13,491,024	0.45	114,995	0.80	0.90
	上越交通圏	3,270,122	3,211,372	7,790,245	0.48	56,410	0.80	0.90
	三条市Ａ	1,231,200	1,176,859	3,339,362	0.45	29,155	0.80	0.90
	新発田市Ａ	1,076,733	1,048,581	2,856,448	0.45	23,005	0.80	0.90
	柏崎市Ａ	1,529,385	1,310,396	3,868,499	0.48	29,390	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90
	松本交通圏	7,444,604	7,396,636	19,452,143	0.45	181,669	0.80	0.90
	上田市Ａ	1,500,646	1,464,492	3,501,087	0.48	26,978	0.80	0.90

	高岡･氷見交通圏	3,199,643	3,116,742	7,556,586	0.47	68,738	0.80	0.90
	砺波市Ｂ、南砺市	536,009	487,371	1,364,644	0.46	14,570	0.80	0.90
石川	南加賀交通圏	3,645,692	3,446,077	9,955,856	0.43	84,008	0.80	0.90

※「平成１３年度実車率」の数値は、小数点第３位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1　需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
*2「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
*3　実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

	飯田市Ａ	2,276,330	2,127,341	6,495,839	0.43	55,405	0.80	0.90
富山	富山交通圏	6,843,875	6,574,233	16,913,643	0.49	124,800	0.80	0.90
	高岡･氷見交通圏	3,199,643	3,116,742	7,556,586	0.47	68,738	0.80	0.90
	砺波市Ｂ、南砺市	536,009	487,371	1,364,644	0.46	14,570	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	18,662,875	19,054,821	52,209,509	0.39	380,601	0.80	0.90
	南加賀交通圏	3,645,692	3,446,077	9,955,856	0.43	84,008	0.80	0.90

※「平成１３年度実車率」の数値は、便宜的に小数点第３位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1　需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定
*2「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
*3　実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

○　許 認 可 等

■　指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第１０１７９号
指定年月日	平成２７年８月５日
事業者名	スズキ新潟販売株式会社
事業場の名称	スズキ新潟販売株式会社佐渡営業所
事業場の所在地	新潟県佐渡市泉字向田５０６番１
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする自動車を除く
指定の条件	なし

■　自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第２１７号
認証年月日	平成２７年７月８日
事業者名	Ｔ．トラスト株式会社
事業場名	Ｔ．トラスト株式会社　呉羽工場
事業場所在地	富山県富山市東老田４４２番１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（大型）、普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普大、普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第３３２号
認証年月日	平成２７年８月３日
事業者名	有限会社共栄商会
事業場名	有限会社共栄商会
事業場所在地	新潟県五泉市今泉字石ノ子１７４番地２
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第２１８号
認証年月日	平成２７年８月６日
事業者名	富山ダイハツ販売株式会社
事業場名	富山ダイハツ販売株式会社　グランジュエル富山今泉店
事業場所在地	富山県富山市今泉西部町３番１２
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

以上